

平成26年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月9日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第43号 | 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第45号 | 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 瑞穂市保育の実施に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第51号 | 平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第52号 | 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第53号 | 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第54号 | 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第55号 | 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第56号 | 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第57号 | 平成25年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第58号 | 平成25年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について |
| 日程第17 | 議案第59号 | 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第60号 | 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第61号 | 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第62号 | 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第63号 | 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西 岡	一 成	4 番	庄 田 昭 人
5 番	森	治 久	6 番	棚 橋 敏 明
7 番	広 瀬	武 雄	8 番	松 野 藤四郎
10番	古 川	貴 敏	11番	河 村 孝 弘
12番	清 水	治	13番	若 井 千 尋
14番	若 園	五 朗	15番	広 瀬 時 男
16番	小 川	勝 範	17番	星 川 睦 枝
18番	藤 橋	礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

9 番 広 瀬 捨 男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都市整備部長	弘 岡 敏
調 整 監	渡 辺 勇 人	環境水道部長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	今 木 浩 靖
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第43号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第 1、議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3 番 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

1 点だけお聞きをしておきたいと思います。

子ども・子育て支援に係る新制度については勉強しようとする大変でして、本当に時間を要するわけですが、この条例案を読んでいて 1 つ気がついたのは、第 7 条、あっせん、調整及び要請に対する協力で、特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないということで、できる限り協力しなければならないというふうに書いておるわけですが、第42条第 2 項を見ていると、特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない、こういうふうに規定をして協力を義務づけております。しかし、今読み上げましたように、条例案の 7 条では、できる限り協力しなければならないというふうに規定をして、努力規定に後退をさせているわけであり

ます。

そこでお聞きをしておきますけれども、これはなぜなのか。法が協力しなければならないという義務規定になっているのにもかかわらず、なぜ条例で後退をさせているのか、そのことについて質問をしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今の御質問についてですが、今、詳しい資料が手元にないので、後で確認して答えさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私も勉強をしておる段階で、なかなか理解がしづらい面がありましてまだ十分理解してはおりませんが、ここで条例 7 条ですね、法第42条第 1 項の規定によりとい

っております。法律の1項を見ますと、市町村は、特定教育・保育施設に関して必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合、その他必要と認める場合には云々と書いてありまして、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子供の利用の要請を行うものとするということですね。行われた場合は、法の2項が今度適用になりまして、今おっしゃられたように、協力しなければならないということになっております。

ここでいうのは1項ですから、市町村が要請をするということに関しての規定だというふうに思いますけれども、要請があった場合は、事業者はそれに協力しなければならないという規定になっていますので、1項と2項の違いがここに出ているんじゃないかなあというふうに思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 42条1項、2項の問題はあると思うんですけれども、とにかく冒頭申し上げたように、子ども・子育て支援法を勉強するだけでも本当に大変なんですわ。この会期の期間中に勉強してもわからないぐらい、いろんな疑問とか問題が出てくるんですね。

ただ、今の1項、2項の問題も大事な問題なんでしょうけれども、要するに心配するのは、基本的にこの新システムというものが保育の市場化という流れの中で、表面上は待機児童の解消とかいう大義名分がありますけれども、実際は保育の市場化の流れが本当だと思うんですね。

そういう中で考えたときに、要するに民間の保育所だとか、今度の認定こども園だとかいろいろあるところに入れようといったときに、結構ですというふうなことで、要するに断られたりするようなケースが出てきたときに、せっかく今度、公的保育というものを一定程度守ったけれども、片一方のほうではその流れがあるものだから、そこで子供たちが完全に保育を保障してもらえんというような体制ができなくなる、穴になるようなところが出てはいかんという立場から、ちょっと問題意識として、できる限りというふうなことからしたら、裏を返せば、できる限り努力したけれどできませんといって断ればそれでいいということにもなりかねません。だから、保育の放棄になってきますから、いかななものかなあというふうに思って質問をさせていただいたところであります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の制定について質問をいたします。

お聞きしたいことは、瑞穂市においては、特定教育・保育施設の保育施設のほうなんです、これが来年4月から施行の予定ですが、この条例が成立し、来年4月から施行されるに当たって、民間施設の進出に関してどのような姿勢をとろうとしているかということを経済的な観点でお聞きしておきたいと思います。

と申しますのは、瑞穂市は保育所、この43号議案の条例では、第4条の3号認定に該当すると思うんですが、保育所というのに。3歳未満の未満児の待機児童の解消について、たびたび議会でも松野藤四郎議員を初め、活発に整えるべきだという質問が出されていますが、市の最新の答えでは、民間の保育所がないから待機児童が出ると答えていらっしゃいますね。今後、公立保育所の1つを民間事業にしたいと、6月議会だったと思いますが、これは二方の議員の要請について、議員からもそういう声があるので取り入れたいと、できれば来年3月までに方針を出したいというふうに市長は言われています。

一方、市は、建てかえが必要とされながら、穂積保育所、牛牧第1、本田第1の建てかえを先送りにしてまいりました。

ということで、この条例制定後は速やかに民間事業所に譲渡という形になるのかわかりませんが、されるおつもりなのか。条例は、もう制定せざるを得ないわけですが、積極的に保育の利用のみならず、進出に関してもできる限りあつせん、協力したいと、そういうおつもりかお聞きしたいです。

今、譲渡というふうに申し上げましたのは、私の任期中、ほづみ幼稚園を清流に、土地は無償貸与、建物は無償譲渡するということで一度議会にもかけられたことがございますし、牛牧に清流中央保育所を持ってくるというときにも、市から2億円の補助金を出すと、これも否決されましたが、そういう経緯があったものですから、これだけ国・市で法律・条例が整えられれば、ここぞとばかり、できる限り積極的に進出に関しても協力したいという動きがもうあるやに聞こえてしまうんですね。その辺を経済的な観点でお考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、この制度が整った後、保育所、今後どうするのかという御質問ですけれども、今の方向といたしましては、当然おっしゃられた穂積保育所とか牛牧第1が古いということで、もう建てかえの時期が来ております。それで、今は耐震のほうを強化して長寿命化ということでやっておりますが、待機児童の問題があつて、それを解消するには、今の建物を新しく更新して容量をふやすというのが一番いいだろうというのは、そこまではわかりますが、建てるに当たって自己資金で行うのか、それとも民間がかわりに行えば、その分は国からの補助、県からの補助もあります。市が単独でやるとそういう

補助も全くないということで、その辺をどうするかということが問題になります。

それで、これについても、市が民営化すると声を出しても、当然市民の方の御意見もありますので、強引にとか、そういうことはできないと思いますが、その中でどうやって進めるかということになりますと、岐阜市の例でいいますと、土地を無償貸与、建物を無償譲渡で進められております。今後も続けていかれますけれども、先日も民間の岐阜市内の保育所、社会福祉法人なんかにお手紙を出させていただいて、内容を調査させていただきましたら、建物を無償譲渡されても、結局、民間としては経営理念とか経営方針に合った施設環境や何かを整えなければいけないということで、かなりのお金を後から投資されるということを聞いております。

そういう面からいいますと、やはりお金がかかるということであれば、市の単独持ち出しではなくて、民間の方をお願いするというのの一つの方法ですし、そうなったときは、当然、土地はここにある、うちのほうでこういう条件を出して、広く公募を募ってその中から選ぶ、プロポーザルをやって選ぶというのが今の考え方だと思っております。

ただ、民営化するとなるとやっぱり1年、2年と非常に時間がかかりますので、一番いいのは、民間の事業者さんが瑞穂市の地域へ単独で土地を買っていただいて、来ていただければ一番ありがたいなあということは思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 行政の方々は、各担当事務において計画的にといいますか、関係者と一緒に市民の利用者も含めてきちんと話し合いながら、時間をかけて合意と。それから、財政的な見通しも得ながらやりたいと。それでないと危ないということをどこの担当も考えていると思いますが、それはしばしば市長、議員、政治家の立場からのこうするんだという、かなり性急な発言によって、性急に変えられることが多いということを危惧しています。

財政的なことで言いますと、1点申し上げておきたいことは、たびたび答弁の中で、現在保育所に関しては、民間の事業所には補助金があるけれど公立には補助金がないので、できればこの先は民間でやっていきたいと、任せたいということをたびたびお聞きしておりますが、先ほどそこでお聞きしましたように、過去、民間施設を導入しようとしたときには多額の補助金を、それから市の財産を譲渡しようとした。これだけでもかなりのお金がかかっているわけですね。

さらに、今回、平成25年度の事業報告書によれば、これは毎年そうですが、私立保育所運営費負担金に年間の運営負担金1億3,246万と1億3,000万ぐらい、毎年1億円以上の補助を出しているわけですね。規模が大きいところですからこれくらいかかるのかもしれませんが、そこに対して負担金をすごく出し続けるということもやっぱり計算しなければなりませんので、こういう公立を民間事業者に譲り渡す場合は、補助金、それから運営費の補助金も含めてちゃ

んと試算したものを出して、しっかり議会も検討してやっていただくと、結論を出していただくと。今までこれがありませんでしたのでね。こちらで私が調べて指摘して、何とか皆様が反対していったという経緯がございますので、この点は今後予想されますので、どのような姿勢でやっていかれるおつもりか、お答えをいただいております。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） くまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御案内のように、瑞穂市人口はどんどんふえております。そんな中で、これまでこういった幼保の関係におきまして、公設公営で全てやってまいりました。3、4、5歳児は十分対応ができる、それでいく予定でございます。未満児がどんどん、やはり社会情勢が変わってまいりまして、女性の皆さんも働いていただく。やはり働こうとするとどうしても預けなくてはいけない、そういう中から未満児がどんどんふえておる。

この問題を解消しようと思いますと、はっきり申し上げまして、公設で全て賄うには、職員の定数管理を初めとしまして、育児休業でしております、そういったのがたくさんおりまして、正で採用することもできません。ですから、そういう職員の定数管理のいろんな関係もございまして、それならやはり選択肢がふえる民間のそういった形でやっていただけたところがあれば、そういうことも選択肢として考えていかななくてはいけない、そういうところから申し上げておるところでございます。

これを進めるに当たりましては、現に取り組んでおられるところも議員さん方にも見ていただいて、いろいろ協議しながら進めていきたいということで、今、現実にはやっておられるところなんかもピックアップしておるところでございまして、そういったところも見ていただいて、一緒になって考えていきたいなあと、こういう気持ちでおる。そんなところから、やっぱり市民の皆さんの選択肢をふやしながらそういったことも考えていきたい、一部は民営委託も考えていきたいと、こういうことを申し上げておるところでございます。そういう気持ちでございますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） もうこれで終わりにしたいと思っていたんですけど、どういう気持ちでやっていきたいかをお聞きしたんじゃないくて、財政的な根拠ですね、そのほうがいいのか、それをちゃんと進めるに当たっては出して進めていただきたいと、それを申し上げたんですが、その点をお答えください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、もともと保育に関する民営化への動きというのは、もとを正しますと、平成15年7月16日に次世代育成支

援対策推進法という法律ができたんですね。これは、小泉内閣のときなんですから、そのときに、その法律の中で、将来的には子供たちのためにどうするかということを考えながら、保育所についても手厚くするよというような流れがあったわけですね。そのときに、あわせて児童福祉法の一部を改正する法律というのが改正になりまして、このときにも保育所のあり方が、保育の需要が増大している自治体にあってはということで規定がされていたわけです。

その中で、やはり公だけではできないから民の力もかりるという発想が生まれてきてまして、そして昨年12月13日に、ちなみに今言った次世代育成支援対策推進法というのは、平成27年3月31日に効力を失うということになっているんですね、それにかわる法律だろうということをおっしゃるんですが、平成25年12月13日に新しい法律ができておりまして、その中でもやはり少子化対策の中で保育に関することが規定されておるわけです。

その中でもやはり財源の確保とか、そういうことを観点に、今申しましたように、民の力もかりながらということをおっしゃるわけですが、そうした流れを受けまして、当市としまして、今までは公設公営が基本だという、その公設公営が基本だという考えの中には、やはりいわゆる保護者方が、公設のほうが一律な保育がしてもらえるから安心だという背景があったんですね。民は民で特色化というか、民のよさを売りにして運営してみえと。先ほど来、市のほうから補助金というのは、保育料の負担分が県のほうから来ますので、それをトンネルでお渡ししているわけでありまして、いわゆる民の保育所に対して補助をしているわけではございませんので、本来は保育というのは市町村とかそういうところがやるわけですが、ただ施設の運営上、そういう民の力もかりるという小泉内閣の流れで、よそなんかは民間に委託をすることになっていったわけです。

それで、今の御質問の当市が民の力をかりてできるような条例を今改正しておるわけですが、ただこの条例も施行日が、政令で定めるということになっておったり、法律が施行された日となっておるんですけど、まだそれが決まっていないんですね、現実的に。今はまだ周知期間ということで。

ですから、その中で手を挙げてくる法人等があれば、それに対して市のほうがお話をするということで、その場合は当然議会にもお諮りをしながら、こういうメリットがありますよと、財政的にもこういう効果がありますよと、明らかに効果があるというのは4分の3の補助が民の場合はあるわけです。公がやろうとすると一銭もありませんので、施設の建設費には、そういった面でも明らかにいいんだろということはおっしゃるし、あと運営上のマンパワーの確保についても、民に委託すれば、民のほうで採用されてやっていかれますので、その点でも大きなメリットがあるんじゃないかなと思いますけれども、いずれにしても、仮定の話ではなくて具体的な話になった場合は、当然議会にもお諮りをしながら選択をしていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 財政的な根拠を示しながらということだけお答えいただきましたかったです。今の奥田副市長の御答弁の中でも間違いがございました。過去に市から出した補助金は、これは清流幼稚園の例だと思いますが、トンネルだったと言われますが、これは国・県からのトンネルで2億円出して、市からも2億円出したんですよ。全部で4億円だったんですよ。だから、そういうことも非常にみんなによくわかるように明らかになっていなかった。これは調べてわかったんですよ。ですから、今の御答弁も間違っていましたし、過去の話なんですけどね、これからはもう財政的なことも明らかにしていただきたい、きちんと。

ほづみ幼稚園もお金がかかる、民間だとお金がかからないと言いましたが、あれは年間の運営は何千万でしたかね、かなり安かったですね、5,000万以下でしたね。それだけしか年間かかっていないものを、もちろん人件費は抜きましたけど、そのときの計算で、私たち議会は、何となく国の流れだからとか、よそもそうだからということでなく、瑞穂市にとってどっちが本当に内容も含めて損得だろうと、市民の皆さんに喜んでいただけるだろうと、議会の議決として責任が持てるだろうかと、そういうことでやっていきたいと少なくとも私は思っておりますので、具体的な流れになるとときにはきちんと客観的な資料に基づいて検討したいと思いますので、その点を要望としてよろしくお願いしますとここで申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、当初のことを申し上げたわけじゃなくて、年々の経費のことについてのお話をおっしゃったもので、ちょっと誤解をしておりましたが、当初は、やっぱり誘致したときには市でも補助金を出しています。それは、今申しました県を通じて来る補助金とは別に、市が誘致するときの補助金を出しています。ちょうど総務部長が担当であったころにやっていますので、彼が詳しいと思いますけれども、要綱をつくりまして補助金を出しています。

ただ、私が申し上げたのは、毎年支出しているというのは、それは運営費を出しているんじゃないで、いわゆる保育料の負担分を出しているだけであって、運営費を補助しているわけではないということをお話ししたかっただけで、説明が十分でなかったと思いますので、訂正をさせていただきます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第44号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第44号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほど43号で聞けばよかったんですけども、まず1つは、子ども・子育て支援の新システムについて、当事者である保護者や保育関係者にその内容がどの程度知らされているのか、具体的には説明会などの開催状況はどうなっているのか、その点についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この新しい法律につきましては、子ども・子育て会議の中でも内容については説明させていただいておりますし、広報等についても、新しい内容について広報の中で詳しく説明しております。

保育所等の入所につきましては、例年9月にやっておりますけれども、新しいシステム開発等の関係で10月以降になるということで、なかなか時間がないということもありまして、それにしましても、今まで子供たちがどこの保育所に入るかというのは、親さんがどこに入りたいというのを希望されて、それに従って認定して、子供さんたちを、どこへ行くかというのを希望に沿って振り分けていくという作業がこれから入ってきますので、そういう中で、もし内容についてわからないということがあれば、そのように個別に対応しますし、大体保護者の方が、今、保育所に入りたいのか、それから幼稚園に入りたいのか、それから私立のほうに入りたいのかという、そういう旨については全部、幼児支援課のほうで把握しますので、それによって内容については周知したいということを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 子ども・子育て会議等々でのいろんな説明等があると思うんですけども、やっぱり問題なのは、一般の保護者の皆さんとか、実際に職員についても、施設の基準の問題から、それから子供の配置の問題から、職員自身の配置の問題から、本当に毎日働く職場の労働条件、自分の問題としてかかわってくる問題がいっぱいあるわけですね。そのことについて、やっぱり保育をする人たちがいなくては保育を継続して進めることができないわけでは

から、やっぱり職員の声というものをよく把握をしてもらわないと。

特に、いろいろ別の角度から問題にしていますけれども、補助職員の労働条件の問題、それだけでなく正規・非正規等の問題もほかにあるわけですからね。さらに、この問題がかかわってきて、本当に3K職場と言われるような一つとして、募集しても、ちょこっとの改善ぐらいでは定着しないということでは困りますので、ぜひ納得のできるような注意を払った、配慮のある説明をやっていただければというふうに思っております。

それで質問させていただきますけれども、保育の市場化という流れの中で、今申し上げました職員配置の問題を見ましても、非常に資格要件の緩和ということが今度の新システムの中でも提起をされておる。

それを具体的に見てみますと、地域型保育事業としての家庭的保育、それから小規模保育のA、B、C、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の中であるんですけれども、条文をちょっと見てみますと、家庭的保育事業で職員については、家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とするということで、1、2ということで掲げておるわけですが、ここでは保育士だけじゃないんですね。保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者ということが言われております。

小規模保育のA型は、保育士ですけれども、B型では、保育士、その他保育に従事する職員と。ここは、その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者というふうにあります。C型は、家庭的保育者ということがあります。ここでいう家庭的保育者ということの定義もあわせてちょっと言ってもらいたいと思いますね。これは23条の第2項の中で家庭的保育者とはということで、市長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者というふうにありますので、この家庭的保育者のところの定義をちょっと言っていたきたい。

あとC型の次は、居宅訪問型保育事業ですね。これは家庭的保育者。あとは小規模型事業所内保育事業所の職員、保育士、その他保育に従事する職員として市長の研修を修了した者というふうに書かれております。

つまり資格要件の緩和で、保育士以外の人が保育労働に従事する、それを認めるというふうになっていますね。だから、やっぱり子供の保育というのは、子供の発達段階においた心理の問題だとか、それへの対応の問題だとか、きちっと専門的な教育を受けて保育者としての資格を国家からいただいておりますね。ですから、その資格のところで、資格のある者となない者が保育にかかわるということは、保育の質ということから考えてどうなんだろうというふうな気がするわけなんですね。その点についてちょっと質問をしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、23条の第2項にあります家庭的保育者が、市長が行う研修を修了した者、これは市長が指定する都道府県知事、その他の機関が行う研修を含むということになっておりまして、市単独でというのはちょっと難しいかなあとことはと思いますが、市長が指定する都道府県知事、その他の機関が行う研修ということになっております。

それから、保育者はどういうものかについてもここに書いてありますけど、保育士の資格を持っているか、保育士と同等以上の知識・経験を認められる者ということで、必要な研修を受けている者というふうに国の基準ではなっております。

全ての家庭的保育者は、講義21時間、それから実習2日以上という基礎研修が課せられますし、保育士以外の資格を持っていない人についても、教諭とか家庭的保育経験者1年以上の者については、講義40時間、保育実習48時間とか、全く教諭とか経験のない人については、講義40時間、それから保育実習48時間プラス保育実習20日間とか、こういう研修を経て初めて保育に携わることができるというふうな内容になっております。この研修も県が主体的にやる場合と、それからその他の機関ということになりますと、全国的な組織ではNPOの家庭的保育全国連絡協議会というところが立ち上がってしまっていて、こうした基礎研修や認定研修などを、かわって実施するということになっております。以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 私が質問をしたのは、地域型の保育事業の中で、保育士以外の人たち、保育に従事する者とかいろんな言い方はありますが、保育士以外の、つまり資格を持っていない人が保育に専任をするということ自体が、保育の質の確保という観点から見た場合に、子供の命の安全ということを基本にしたときにいかなものかと。

やはり資格を持った保育士が責任を持って配置されるというふうにしていかないと、どんどん資格要件の緩和から、公的保育からの引き上げとかいうことになってしまうという危惧があるからなんです。

だから、いろんなほかの自治体のものをちょっとインターネットで見てみましても、保育士にすると、今のところの家庭的保育の問題についてもそういうところで試行錯誤している動きもあるわけですから、とりわけこれは国の新システムの最低の基準で、それを上乗せして、一番地域に合った、子供たちの成長を担保する手だてとしての基準というものを上乗せしたっていいわけですよ。そんなことは、今までいろんな法律・条例との関係であったと思うんですね。

ですから、今のような保育士の配置についても、資格を持った人を配置していくという方向で私はやるべきだというふうに思っておりますので、その点についての見解を伺っておきたいということなんです。先ほどの答弁にその点がなかったものだから。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この制度が来年から始まりますが、これで実際に民間の事業者さんがどれくらい算入されるかというのはわかりませんが、確かに保育士、またはそれに相当する人の資質が落ちるようでは、やはり住民の方に安心を与えることができないということです。参酌基準のように上乘せをするかどうかは別としまして、やはり市としてその辺、保育士のレベルがどの程度であるかということは当然確認をして、この事業を行いたいということは思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第45号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第45号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第46号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第46号瑞穂市保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第47号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第47号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第48号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第6、議案第48号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第49号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第7、議案第49号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第49号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。条例改正の中身は、今まで小学校3年生だったものを6年生までにするというものです。これに関して質問をいたします。

平成25年度の放課後児童健全育成、一般に学童と言われておりますが、この利用状況では、合計171人です。前年度より49人もふえております。これは事業報告書の45ページにございます。

先ほどあった議案第45号の放課後児童クラブの条例では、1クラスの児童数はおおむね40人以下とするというふうになっておりますが、この昨年度の事業報告書を見ますと、穂積小が利用状況が40人、40人以下、定員40とするとここだけですね、いっぱい。ほかは軒並み少ない

わけですが、たしか羽島市で放課後児童クラブの待機児童が出たというのも新聞に出ましたかしら。今は学童の関係も待機児童があつてはならないというふうになっているわけで、瑞穂市では学童についても、放課後児童クラブについても増加が見込まれることが明らかなです、働く女の人たちがふえますし。

ということで、この条例改正後にふえた場合、受け入れ体制をどのように考えていらっしゃるのかお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブの定員というか、標準が40人というのが決められました。県が大体適正な基準だろうということで示されているわけですがけれども、本市の場合は生津と穂積小校区について、今までの駅西会館とか郷土資料館から小学校のほうへ移りました。

穂積小でいくと、当然40人を超えると予想されます。これはどういうふうに解消するかということなんですけれども、40人は一応クラス単位という解釈がありまして、部屋で区切っていれば、40人、40人、2部屋で80人。穂積小は、今回2つの部屋を設置いたしましたので、それに対応できるということになります。

生津小もふえているんですけど、まだ定員いっぱい、今回、定員についても改正してふやしましたもので、それについては問題はありません。

ただ、ちょっと本田が今ふえてきているので、今、本田コミュニティーセンターで実施しておりますが、これについては隣の部屋、空間があるんですけども、これを仕切って部屋にできないかということもちょっと検討しておりますので、担当部署に相談をにかけているところでございますので、40人というのは、1つの部屋で40人ということで御理解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 基本的には定員をふやす、またはクラス数をふやすという方針で対応していきたいということですね。よくわかりました。

もう1点お聞きしますが、もし自分の子供の学校の定員からあぶれた場合、よその学校の校下の学童へ行ってくださいと、要するに保育所形式ですね。そういうことはありなんですかね、ないんですかね、そこをちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては基準はないわけで、それぞれの市町の運用でやっているんですけども、確かに保護者の方から、ほかのあいているところでもいいよという方もありますが、放課後なので、その子たちをどうやってほかのところに連れていくのかというの

が実は問題があります。

夏休みなどの長期休暇は、放課後ではなくて直接家から送迎されますので、これについては、今年度はやりませんでしたけれども、来年度からはそれをやるようにということで検討しております。

平日も安全が保たれれば、その判断も難しいんですけども、そういうのが担保されれば検討したいということは思っております。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第50号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第 8、議案第50号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第51号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第 9、議案第51号平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2 番（くまがいさちこ君） 議席番号 2 番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第51号平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 3 点をお聞きしたいと思います。

初めに、項目だけ申し上げます。

1 つ目は、事業報告書の58ページにございます新規就農総合支援事業青年就農給付金300万円についてです。

2つ目は、事業報告書の80ページにございます生涯学習事業費679万4,000円のうちの文化講演会、宮川花子氏の講演会についてです。

最後、3つ目が、決算事業報告書の81ページにございます青少年育成推進員の報酬、10人の59万4,000円についてです。

1つ目だけここで述べさせていただきます。1つ目の新規就農総合支援事業青年就農給付金300万円ですが、以下のことをお聞きしたいと思います。

これは、ネットで調べますと、平成24年度から始まったのかなと思いますが、この認識でいいでしょうか。

それから、どのように市民に周知していますか。というのは、この事業はそもそも農林水産省が日本の、初めは農業で始めたわけですね、農業の衰退を大変憂い、食料自給率の関係もありまして、それから農家の高齢化もございますね、若者にどうか農業を継いでもらいたいということで国が始めた事業のようです。

ということで、国が始めることには間違いもあると思いますが、大変大きな観点に立った重要なことであり、また瑞穂市は巢南の土地、農地という、もしかしたらすごく財産になるかもしれない、これからの瑞穂市の、という農地を抱えているわけですね。地の利があるというのは今のところは通勤のことだけ言われていますが、近郊農業、野菜なんかとか、そのほかをつくったらかなり、瑞穂市には穂積駅という乗降客が大変多いところもありますので、大変これは金の卵かもしれないと、国の施策と呼応できるかもしれないとは思っておりますので、ぜひひふやしてもらいたいと思うんですが、まずどのように周知していますかと。一般の人は知らないわけですね。

ネットを見ますと、親が農家である場合、5年以内でしょうか、7年以内でしょうか、自分の名義の土地にすればいいとか、あと自分が土地を持っていなくても借地でもいいとか、法人に雇われる場合でもいいと、その3つぐらいが見られたと思いますが、ですから全く農家に関係ない人もやってみようかという人がいるかもしれないということで、周知が大変貴重というか、重要だと思いますので、周知方法をどうしているかをお聞きしたい。

それから、今まで申請というか、まず相談段階ですね、相談が何人、申請が何人、そして認めた人が何人をお聞きしたい。

それから、認められなかった人、認めなかった人の理由をお聞きしたいと。

3点申し上げました。周知方法、相談・申請何人、それから認められなかった人の理由をお聞きしたいと。一般質問にも私は通告をしておりますので、頭出しだけしておきたいということで質問をさせていただくものです。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） くまがい議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、どのように周知しているかなんですが、これは、くまがい議員が今言われたように国の補助メニューでございまして、農林水産省のホームページと、それからハローワークと、それから農業関係の団体へは周知しております。ただ、私どものほうで積極的に広報に載せているかと言われると、その点は載せてはおりません。その中で、新聞とかネット等の中には、当初の24年度のときには出ていたと記憶しております。そういう事業がありますよというような感じのものが出ていたと記憶しております。

それから、2番目の相談件数と申請件数ですか、相談件数は、聞いたときには記録としては残っていないから若干名の相談はあったということで、25年度は申請イコール受給者になるわけなんですが、2人でございました。その相談のときに、まず申請に行くまでにはいろいろの先ほど言われたように条件がございまして、その段階でだめだということになり、申請は2件ということになっていると思います。

この2点でしたか。

○2番（くまがいさちこ君） 断った人の理由。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今申し上げたとおり、断るといふか、申請を出すまでの条件がいろいろございまして、年齢が45歳までの方とか、それから農業が、やっぱりそれでやっていくということでございまして、それなりの経験もないと、学習もしてあるのかとか、いろいろな条件がございまして、その段階で、その計画を出していただかねばなりませんので、こういうものをやるか、それからどれだけぐらい耕作をするのか、それによってどんなものぐらいの利益を得られるのかとかいう条件等が、最初に、申請のときに出不さないとだめですので、そういうのがちゃんとできるかどうかということもございまして、相談の段階で残られたのが2人ということで25年度はあったというふう聞いております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 2点目に移ります。

文化講演会、宮川花子氏の講演が行われました。私はほかのことと重なっておりまして、残念ながらお聞きできませんでした。

この件について何点かお聞きしたいんですが、まず講師料はお幾らだったかと、私のように行けなかったけど聞きたかったなあ、後から大変好評だったと聞きますと、どういうことを話されたんだろうと思いますので、テープをとってあるのかどうか。そして、あと、テープ起こしで、講演会、毎年有名人を呼びますね、大物さんを。そういうのをずうっと、講演会でこういうことが話されましたといってホームページなんかに残していただくと大変楽しいと思うんですが、以上、講師料が幾らだったかというのと、テープがとってあるか、今のところテープ起こししていないわけですから、テープがとってあるか。それから、今後テープ起こしして、

記録を配付するなり、ホームページに載せていただけないかと、以上をお聞きします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 宮川花子の講演につきましては119万7,000円を支払っております。

それから、テープにつきましては、実はこれは著作権というか、契約のときに、例えばテープをとっていいですか、写真をとってもいいですか、広報に載せてもいいですか、そういうことをお聞きするんですけど、そのときに宮川花子さんについては、写真を広報に載せるのはいいよという、そこまでの許可しか得られなかったということで、テープはありません。

それから今後ですけれども、その辺やはり芸能人の方はそういうことが難しいので、ひょっとするとそれに対しての上乗せが幾らとか、そういうことも発生するのかなあということもありますので、それについては住民の皆さんもどのような御要望があるのかよくお聞きして、検討していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 確かに芸能人といえますか、有名人はオフレコでお願いしますという場合が多いですね、生の講演会は。だから、望まれないと、後に残すことをですね。残すためにテープはとるわけですがね。テープをそのまま公開するという意味で聞いたわけじゃありませんが。あと記録を公表していいという場合は、ぜひ大変貴重な生の話ですので検討していただきたいと思います。

それから、接待に関して、あと、もうその日の午後に話がありました。2点あったんですが、1点は、きのうも聞き直しましたが、宮川花子氏が演壇の上で、始まるとすぐに、きょうは早く来過ぎたので、時間があるのでどこか見るといいところありますかと聞いたら、市役所の方がと言ったそうですが、男か女かはわかりませんと、ここら辺は何もありませんと。瑞穂市は何もありませんと言ったのがちょっとわからない、何もありませんとはっきり言われたと。瑞穂市は何もないところですかと思わず聞いてしまったということを壇上で話して、非常に会場がわーっと笑い声になったと。

それから2点目に、花子さんといったほうが親しみがあるんですが、花子さんがお茶を飲もうとしたときに、ペットボトルのお茶というのはそんなに悪くないんじゃないかと思うんですが、その上に白い紙コップが伏せてあったと。そうしたら、このカップを前に出して、何か思い出しますね、これを見ると言ったら、みんながまたどっと笑ったと。検尿コップみたいだったと、そういうことです。

その両方とも市長さんは寝ていらしたと。だから、市長はどう思うだろうとみんな思ったわけですね。真ん前にいらしたそうで、そうしたらちょっと目をあけられたけど、また伏せられたと。予算を119万円使っているんですから、ちゃんと使っていただかなくては困ります。

それで、このことについて、市役所の方何人かと話をさせていただきました。こういう反省会とか何かを持つのかどうか知らないんですが、その市役所の方とこういうことをどう思われるか話し合った結果、回答は、プロモーターに任せていたと。イベント屋さんというんですかね、興行師というか。そしたら、任せっきりにしていたので、これを演台のところに置いておいてくださいとペットボトルと紙コップを渡されたので置いただけやと。そして、ガラスは、今はどこも割れるといけないから、総合センターも切り子細工の美しいのがあるんですけど、それは使わないとプロモーターが言ったから、そのままそうしたということなんです。

どこへ私が結論を持っていきたいかといいますと、これを今さらほじくり返すつもりはなくて、2点申し上げますが、まずマニュアルを作成したらいかがでしょうかと。演台のお水は、この間と同じにするんだったら、せめて白い紙コップじゃなくて、色がついているのを選べばまだちょっと違うのかなあと。

それから、御案内箇所をつくったらいかがでしょうかと。パンフレットを渡されたのかどうか分かりませんが、例えば鮎の育てているところとか、ちょうど秋で柿がいっぱいになっていたわけですね。だから、柿がなっているところを見せるとか、それから皇女和宮様の小簾紅園は最高ですね。そういうのをパンフレットで御説明して、時間がどれくらいおありですかと聞いて、なければ、それは御案内したいけれど時間がありませんと言うとか、御案内のパンフレットをそのとき渡したのかどうか知りませんが、何もありませんと多分非常にきつい言い方をされたのかもしれない。

今2点申し上げましたが、もう1点、こういう大きな行事ですね、瑞穂市外からも大勢来ていたと思うんですね。こういうときは、プロモーターに任せっきりにしないで、また担当課職員に任せっきりにしないで、企画課が1人、責任をとる接待係につくとか、または担当課で1人、接待になれている人をきちんとつくと。全体に気を配ると。普通、私たち民間の団体が、私も何かいろんな団体をやっているんですけど、誰か講師を呼ぶときは、必ず接待係をつくって、打ち合わせをして、これとこれとこれはあなたが全責任をとることって、普通は民間団体でもやっていると思うんです。そのときの担当の人だけがやっては、そのときによって多分こういうぶれが来るんじゃないかなあと思うんですが。

もう1回言いますね。プロモーターに任せっきりにしないで、企画課か担当課の責任者を、ちゃんと接待係をつくる。それからマニュアルを作成する。それから案内、パンフレットで、どこかへ行きたいと言っても、時間がなければこういうところがあるけど残念ですというふうで説明するとか、今後のために、100万以上出してお招きするわけですから、そして他市町の人も大勢来ると思います。宮川花子さんがよそへ行って、こういうまちもあったなんて決して話していただかないようにと思いますので、改善策を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 講演会となりますと、初めて瑞穂市に来ていただく、そういう著明な方で、初めてです。瑞穂市がどういうところかということもおわかりにならないかもわかりません、前もって調べてみえる方もありますけれども。そういうことからいえば、そういう方に市をPRして、またどこかで瑞穂市がこういういいところがあるよという宣伝もしていただければ非常にいいかなあという、そういうことは感じます。

おもてなしの一つということで、そういうPRをするということも職員としては大事なことだろうと思いますので、反省会や何かは職員がやっておりますが、その反省会の中でその話が出たかどうか、ちょっと私は聞いていませんけれども、確かにそういうことも必要だろうということだと思います。

それから、接待につきましても、生涯学習課の職員で対応していきまして、女性職員はいないということで、あとばたばたしておりますので、常に1人の職員がそこに張りついてということとはなかなかできないかもわかりません。というのは、土・日の事業というのは結構ありまして、そこへ職員を割り当てていくものですから、その辺の配慮がちょっと足りなかったのかなあということも思いますもので、これからそういうことを反省して検討していきたいということでは思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） その前にくまがいさちこ君に申しますけれども、質問されるときは要点を絞って質問をお願いしたいと思います。

○2番（くまがいさちこ君） はい。

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 検討をお願いします。今はちょっとエピソードを話しちゃったもので長くなりました。

次、3つ目ですが、81ページの青少年育成推進員報酬、10人で59万4,000円、日額6,000円です。確かに99回分です。

私は、この青少年育成推進員についても一般質問をかつてしたことがございます。あれから何年たっているかちょっとわかりませんが、5年ぐらいたっているのでしょうか。現在26年度、25年と26年度、2年任期なんです。推進員の名簿をいただきました。私が一般質問で指摘したことがほとんど改善されておられません。

どうということかと申しますと、2点です。

1つは、非常に長期にわたって推進員をなさっている方がいらっしゃいます。お1人は5期です。5期というと10年なんです。穂積町から通算すると、何と20年やっいらっしゃいますね。それから、もう1人の方も5期、10年、つまり瑞穂市になってからですので、これは計

算しているのがね。だから、瑞穂市になってからずっとやっているということです。でも、穂積町のときからやっているとお1方は20年やって、お1方は13年やってみえます。そのほか、5期10年やっているという方が3人いらっしゃいます。つまり、5人は少なくとも瑞穂市になってからずっと変わらないんです。条例を見ますと、1期2年なんだけど、再選を妨げないとなっていますが、一体その20年、または割り引いても10年ですね、5人の方が、お2人は継続して20年と13年なんですけど、こんなに長くやらなければならない理由がどこにあるのかというのが1点です。

もう1点は、値が10人となっていますが、全員男性です。青少年育成市民会議に行きますと、全部壇上で仕切るのは男ばかりです。どうして女性を入れないのでしょうか。子育て関係は女性の目が本当に大事です。別に子育て関係じゃなくても、今、女性を3割は入れるとかということがありますね。

2つ申し上げました。何でこんなに長期にずうっと据え置くというか、やっていただくのか。それから、女性を何で入れないのか。2点、改善するつもりがあるのか、必要を認めないのか、お答えいただきたいと思いますが、教育長さんはどうして何もお答えにならないのか、ちょっと私、懸念を持っておりますが、ぜひ教育長さんにお答えいただきたいと思います。誰がこれは仕切ってやっているのかちょっとわからないんですが、やっぱり責任があると思うんです。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） まず1点目のなぜ長期かということですが、大変長期にわたってお世話になっておると思っております。

それから、女性がなぜいないのかということですが、結果として女性がいらないということなんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 嘸然として言葉も出ません。それで教育長の任務を果たしていらっしゃるのでしょうか。

教育次長さんが間に合われるので、教育次長さんに仕方がありませんのでお聞きしますが、私、こんなに長期の必要があるのかとお聞きしましたよね。それから、女性がいらない、男性ばかりという必要があるのか。そして、今後改善の考え方があるのかと、このことについてお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 青少年育成推進員さんというのはどんな活動をされているか御存じだと思いますけど、5月と3月の総会がありますし、3部会とって、そういうところでいろんな指導者たちの指導という立場もありますし、あと非行防止とか、いろんな場所で御活躍を

されているわけなんですけれども、やはり地域の実情をよく知っておられる方で、青少年健全育成に熱意のある方という、市で10人ですので、今、校区ごとに大体推進員さんを振り分けて選ばせていただいておりますけれども、やはりその地域のことをよくわかっていないと、結局自営の方とかそういう方が多いんですけれども、昼間名古屋とかそういうところに働きに出て夜だけ帰ってこられても、それは土・日は見えるかもわかりませんが、その地域の実情がよくわからないということでは、やはり任務を全うするのはちょっと無理かなあということもありますし、あと推進員さんは校区活動や何かも非常に深くかかわってみえますので、そこでの指導力が発揮できるかということもやっぱり重要な観点だと思います。

そういう中で、長くやってみえる方については、要はそれだけ地域で信頼されている方であるということでも長くなったのではないかと思いますし、女性がいないかというのは、やはりそれだけ人の前に立って指導力を発揮しなければいけないですし、やはりその辺が選ぼうとしても選べない原因になるのかなあというののもちょっと考えております。

ただ、本当に、新しく私もこういうことをやってみたいという方が見えれば、やはりそういう方をどんどん推進員さんになっていただければいいと思っていますし、女性の方でもそういう方が見えればぜひお願いしたいということは思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 審議会等において、まちづくり推進会議において、これで審議会委員の選び方について随分改革されましたね。1人の人は3カ所まで、それから最長10年まで、よくやっぱり改革されているなと思います。

こんなによそから続々と人が入ってきているところで、地域の実情をよくわかっている人という定義の内容がよくわかりませんが、これは条例にあることは存じております。じゃあ、ずうっと地元の古い人でなければだめなのかという話になりますよ。

それから、女性がいないのは、人の前に立って指導力を発揮したいからだろうと、いないのはですよ。つまり男性でなければ指導力は発揮できないのではないかという言い方だということはおわかりでしょうか。

つまり、私はずうっと申し上げておりますが、瑞穂市は地域ボスから地域リーダーに変えるということが大変重要だというのが私の認識です。人前でやらなければならない、指導力を発揮しなければならないから男性だとか、地域の実情をよく知っていなければならないから地域の人だとか、こういうことをやっていたら、地域ボスになっていく懸念が99%あります。

これからは、もうよそから来た人でも、私は30年たちますけどまだよそ者ですけど、地域リーダーですから、この辺が、私がずっと気がついてから申し上げている、教育の政治的な利用ではないかということをずうっと言っていまいりましたが、やっぱりこの辺に根があるので、そ

ういうふうに依然として変えない。だって、審議会のほうは変えているわけですからね。もちろん性格は違いますよ。性格は違いますが、指導的ですよ、審議会でも、示すわけですから、市長の諮問に対して答えを。本当に新しい血を入れていきたいといって改革をするのが、市長部局と教育部局ではこんなにも差があるのかというのが実感です。

ぜひ御検討いただきたいと思います。来年ですね、変わるのは。一新していただくことを願いながら、以上で3点、一般会計から質問を終わります。

○議長（若園五朗君） その他質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第52号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第10、議案第52号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第53号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第11、議案第53号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第54号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第12、議案第54号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） 議席番号８番、民主党瑞穂会の松野でございます。

議案第54号瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。数点お伺いをいたします。

９月３日の、先般の議会初日でございますけれども、代表監査委員の井上さんの報告には、単年度収支が218万7,791円の赤字となったということが述べられております。当事業については一般会計からの繰入金はないため、学校給食法に基づいて負担される保護者からの給食費負担金の範囲内で食材を選び、献立が作成されるものである。したがって、赤字になるということとはあってはならないと考えられますが、まず初めに、単年度収支が赤字となった原因は何であるか質問をいたします。

以下は自席から質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

単年度収支で赤字が出た理由ということですが、単年度収支で赤字が出たのは今年度だけに限ったことではなくて、過去にも何回かあります。今御指摘がありましたように、負担金の範囲内で賄い材料を購入してやっていくわけですが、年間の総日数がわかっておりますので、そういうものについてはきちんとその範囲内でできるようにやるということでありまして、その主な理由としては、負担金の中でやっていけるという見込みはありますが、内容について、食材の値段とかそういうものに関しましては、給食運営委員会の中でよく精査して、安いから仕入れるというわけでもなく、本当に子供たちにとってよいものを選んでやっていきます。

それから、監査の中でも単純に日数がふえたからではないかということも言われましたけれども、これについても年間の計画として予算におさまるようにということで進めております。

ですから、食材の関係とか、あとは年度途中に消費税の関係とかそういうのもあったと思いますが、そういうもろもろのことが関連してのことだと、はっきりこれが一番というのは特にはないというふうに感じております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） 今の次長さんの説明によりますと、給食というのは負担金の中で泳いでおるわけですが、その中で食材とかいろいろお話をされておりますけれども、この監査委員の意見書の中に、夏の暑さ対策として小・中学校で午前授業を導入して、８月の後半、

8月26から30日の1週間、5日間、給食を提供したんですよ。これが影響しておるんじゃないでしょうか。今の説明とはちょっと若干違うと思いますけど。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 済みません、もちろんこれも影響しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私がちょっと調べたところでは、それが一番大きい金額になっておるわけですね。食材をいろいろどこかで調達して工面してきたというんじゃなくて、給食5日分というのは非常に大きいんですよ。これが影響していますね。

平成25年度は、平成24年度からの繰越金313万2,000円、これがあったということ。ですから、大きな赤字にはならなかったというふうになっているんですね。この繰越金がなければ、夏の暑さ対策の給食を提供することができなかったというふうに思うわけですね。平成25年度当初、学校給食特別会計予算を編成するときには、8月の暑さ対策の給食費をどのように見込んでいたのか、お尋ねをします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、当初から暑さ対策をするということは決まっておりましたので、その計画に入れて進めておりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 25年度の当初予算のときには、暑さ対策の給食費の日数が含まれておることやね。そういうふうな解釈でいいですか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） お答えをします。

給食の献立とか一食一食の費用にかかわっては、いただいたお金をもとに献立会議で食材を購入して毎食毎食を提供するというので、1食幾らのものを提供するというのがもともとあって、日数がふえたらそれだけふえていくというものではなくて、いただいたお金をもとに何食かに分けて給食の献立を考えていくということですので、いただいたお金をもとに提供する日に給食を出していくということですので、例えば、あすの給食の提供を10円低くするとか、20円低い食材で献立を考えるということも可能なわけです。その都度その都度献立を考えて、物資の入札を2カ月おきにしておりますので、これは8月にふやしたからといって、だからもともとスタートから足が出るということではなくて、いただいたお金でその何食分かをつくっていくということです。

夏の暑さ対策で日数をふやしたわけですがけれども、これにかかわって、給食センターの運営

委員会のほうで、7月、8月のうちの8月は給食費をいただいていないわけですが、8月に提供するんですけども、これは8月分の給食費をいただくということではなくて、全体のお金で8月分を捻出するということも確認をして進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 細かい話はもっと後でしますが、次です。

ここ最近の学校給食の繰越金を一応調べてみました。21年度決算では117万7,000円、22年度には147万2,000円、平成23年度は176万1,000円、平成24年度だけは異常に大きく313万2,000円もありました。

平成24年度の決算報告を読みますと、このように書いてありました。インフルエンザの流行により給食の停止もあり、給食費の減額や給食物資の価格が一部変動したものの、おおむね給食業務の運営は計画どおり実施することができたというふうに報告をされております。インフルエンザやいろんなものがあって影響があったと思うんですが、おおむね給食業務の運営は計画どおり実施することができた。三百何万も繰越金をつくって、こんな言葉をよく使いますね。どう思いますか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 確かにインフルエンザ等で給食がなくなったり、学級閉鎖とかそういうのでありますので、全体としてはそういうこともありますけれども、文章的には、給食運営が実施できたということで、おおむね実行できたという表現を使ったのだと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） さらに伺いをいたしますけれども、平成24年度の給食日数は、小学校・中学校は200日やね。平成25年度は207日と7日間ふえております。これは間違いなく、夏の暑さ対策で8月後半の5日分、これの給食を提供したことであります。日算をしますと、給食1食当たり、これは全食でいきますと210円ぐらいになると思いますけれども、小学校・中学校ですともう少し値段が上がるとは思います、この暑さ対策で五千何人分の5日の単価を掛けますと、530万円ぐらいの給食費だったというふうに考えられます。

そこでお尋ねしますが、瑞穂市給食センター運営規則の第4条第3項には、給食費の額は1人当たり次のとおりとすると。その後に、ただし、給食月数が11回の場合にあっては、8月は徴収しないものとするとあります。確認のためにお聞きをしますが、給食の月数、これは11回ですが、8月も5日分の給食を提供したのですが、8月分は日割りとか月割りで徴収しているのか確認します。しないんでしょう。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 8月分については、徴収はしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 徴収をしないということは次長から言われておりますけれども、運営規則の第5条では、生徒が亡くなったとか転出入、あるいは病気等、こういったときに届けがあって、給食を受けない日が引き続き5日を超えたときは、給食費月額を減額することができるというふうになっておりますし、2項については、減額は、教育委員会が別に定めるというふうになっておりますけれども、徴収をしなかった理由、いろいろ工面をしてやったということですが、この条例等を見たときに、減額というのは誰がこれを減額させたのか、徴収をしなくてもよろしいと、そういった政治判断は誰がしたんですかね。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは、午前中の授業につきましても学校給食運営委員会にも諮っております、給食については学校給食運営委員会が全て決定しているということで、そこでお諮りして、そのようにさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 学校給食運営委員会の中で話をされているということを次長は言われているんですけど、私はまた違った角度から議事録等を見せてもらいました。

教育委員会の定例会、これは毎月ありますね。この中の平成25年度の中で、暑さ対策に対して給食の云々とか、お金を減免するとか、こういったお話というのか、議事録が一つも出てこんですがね。どうなっているんですか、これ。11回か、月数で給食費を取らないよと言っておるんですね。何とかその分負担金額の中で、負担された中で泳げるから集めなかったというんでしょう。けれども条例ではこう言っていますよね。8月分は徴収しないとなっておるんやね。徴収しないということは、給食をしないということです。給食をしたということは、お金を5日分とか何かでもらわなあかんというのが原則じゃないんですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 給食運営委員会の中で、そうした条例のことも説明させていただいております。その中で給食運営委員会の方がそう判断されたということで、定例会のほうに報告を多分されていると思いますが、議事録のほうに載っていないという御指摘ですので、その部分が落ちたのかなあということは確認してみないとわかりませんが、それは確認してみたいと思います。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。再開は11時10分から行います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） では続きになりますけれども、先ほどの教育次長さんの答弁ですと、25年度の学校給食事業特別会計予算の編成をするときには、当初から見てあるというお話やね。確認をしますけど。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 済みません、私はそういうふうに思っておりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 当初から積算してあると、織り込み済みだということであれば、なぜ赤字になるんですか。単年度決算が赤字になるという理由。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 確かに単年度収支では赤字なんですけれども、前年度からの繰越金の関係もありますし、そういうのも使わせていただきながら、そういう食材については考えていったということで、全体としては赤字にはなっていないということで、それについては御理解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） つじつまが合いませんけれども、最終的には市長さんにもお尋ねしますが、教育長の答弁を一回求めたいというふうに思いますけれども、暑さ対策の午前中授業とはいえ、給食費はどうなっているのかですが、やはり守るべきものはあるということですね。例えば条例や規則、こういったものはあるわけですね。ちょっと言葉は少々きついと思いますけれども、そのときそのときの思いつきとは言いませんが、十分検討した上で暑さ対策をすべきであったと思いませんか。教育長の答弁を求めます。

○議長（若園五郎君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） その時点で、暑さ対策が必要だと判断をしておりました。

それから、給食費の徴収を8月にするかしないかということについては、学校給食センターの運営運営委員会のほうでお諮りをして、徴収をしないということ、意見をいただきましたので、負担金としていただいたもので賄うということで進めさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） その時点で云々、あるいは運営委員会に諮ったと。そのときに徴収はしないということをお話しされておるわけですが、先ほども言いましたように、運営規則の第5条とかあるわけですが、こういうところで、減額は教育委員会が別に定めるというようになっていますけれども、徴収しなかったという意味に置きかえても、教育委員会が給食運営委員会の中で決めたということになるわけですね。その結果を受けて、例えば毎月行われています教育委員会の定例会の中でお話をされているのか、お伺いします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 先ほども話題にいただきましたインフルエンザ等がはやったときに給食費の返金をするというようなことで、その日数を、給食の食材が切れる前の日数というのが2日ほどは必要だということで、3日を超えるようなインフルエンザでの欠席のような場合には返金をするといったことについても、学校給食センターの運営委員会のほうで意見をいただいて、運営委員会としては3日以上超えた場合にこういった返金をするということを決めていただきました。そして、その意見を教育委員会に諮ってそのルールを確定したということもあります。

今回の夏期休業日も含めた5日間の給食の提供については、徴収をしないで全体のお金で賄っていくということも給食センターの運営委員会のほうにお諮りして、意見としていただいて、教育委員会のほうに報告をするということはしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 教育長さんの御答弁ののですが、学校給食運営委員会の中で徴収をしないと決めて教育委員会のほうでお話をしたということですが、これはいつの時点の会議録を見ればわかりますか、教育委員会は。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 会議録を見てみないとわからないんですが、報告はしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私は、ずっと25年度の定例会のやつを見ておるんですけど、載っていないような気がするんですよ。ちょっとここはよく調査をしてほしいと思います。

最後になりますけど、教育長さん、あるいは教育次長さんからいろいろ質問に対して御答弁をいただきましたが、私のほうとしてもなかなか納得できる答弁にはなっていないというふうに考えます。

監査委員から意見があったんですよ、要は。あったということは、やはり明らかにしな

かんということです、なぜこうなったかと、単年度赤字になったかと。夏休みのこれが原因だということですが、減免、それから徴収しないとか、いろいろあるわけですけど、条例にも書いてあります。

市長さんに一度、この状況がどんなふうで推移してきたのかと、そこら辺を調査・報告すべきではないかというふうに考えますが、市長さんのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 学校給食の関係でいろいろ御質問をいただいております。今回、25年度の決算は、御指摘がありますように、単年度収支が213万7,791円赤字となったと。これにおきまして、監査委員の意見をおつけいただいております、そういう中から御質問をいただいておりますが、監査委員からの意見もありますように、また松野議員からの御質問がありますように、これは起きてしまったことございまして、本当に申しわけない。やっぱり本当はとんとんではないかなくてはいけないところでございます。

今後はこういったことのないように、御指摘いただいたように、しっかり取り組んでいく、それ以外に私としましては現在申し上げようもないあれでございまして、今後そういったことのないように、しっかりと取り組みをするように私のほうからも指示をいたしますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 市長さんから答弁をいただきました。

私は、9月3日に代表監査委員さんのほうから、一般会計から特別会計、ずうっといろいろ監査報告の件で説明されておりましたんですけれども、今回の3日のときは、非常に多種多様にわたってお金の流用をしたり、今のこの給食費のこともありますけど、国保もありますけど、何か大変厳しいといえますか、執行部を厳しく見てみえる。ということは、やはり執行部としてもそこら辺をよく認識されて、予算執行といえますか、そこをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第55号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第13、議案第55号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第56号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第14、議案第56号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第57号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第15、議案第57号平成25年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第58号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第16、議案第58号平成25年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第59号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第17、議案第59号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） みづほ会、堀武。

補正予算の26ページ、牛牧小学校正門ロータリー植栽等移植工事に関して御質問をしたいと思っております。

私はこの中で、寄附をいただいたとうい方に関してはすごく尊敬をしておりますが、しかし、この方に対してどのような形で御説明をされたのか、目的1で一番最初に書いてあります。そして、今言うように1,200万の概算予算を組んでありますが、まことにこれに関して、樹木、景石、モニュメント、その他のことに関して甚だ、少し質問というんですか、なぜこのような形になったのかを誠意を持った形で御答弁をされることをお願いしながら、自席で質問をしたいと思っております。お答えのほどをひとつよろしくお願いします。

私は、この目的のところにあるような寄附に関して本当に素晴らしいこと、これ設立のときにされていることで、私もこの樹木の大きさを再度確認して、本当にケヤキなんかすごく大きな立派なケヤキになっておると思います。

しかし、寄附された方にこの移植等の説明に関してどのように説明され、そして相手の方はこれに関して、例えば極端な話、全部残してくれと言ったのか、それとも要するに、その中で樹木の残せるものは残して、できるだけ形を残してほしいと言ったのか、その辺のことによってあれがないと、全部残せという、これ見積書なんですけれども、私はそのようなことを言ったとは思われないんですけれども、その辺はどのような説明をされて、説明が重要なことなんですがね。今、さきのような給食センターの給食の話もそうですけれども、ありきの形じゃなくて、やはり誠意を持って話を導入されてどういう答えができれば、まずそれに関してちょっと御答弁願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問のどういう説明をしたのかというところですが、でも、まず最初に増築をしなければいけないというところから、学校評議員会の中で、当然この場所に、この場所というのはちょうどロータリーのところですが、建設するには建築の車両が入ってくるということで、余りロータリーをこのままにしておくことはできないということで、これは撤去をしなければいけない。撤去というのは移すか、別のところというこ

となんですけれども。

そのときに、学校評議員会ですから牛牧小にかかわるいろんな方が見えていまして、その中で、これは建設当時からここに植えられたものであるということで、非常に愛着があって、卒業生にもシンボリックなものになっているということで、これはぜひ残したいと。

ただ、これは当時寄附の方が見えて、これに当時で100万円かな、篤志で寄附をされているということであるので、移すよというようなことをちゃんと確認をとってほしいということがありましたので、学校評議員の地元の方も直接言われたということでもあります。私のほうから、このロータリーの樹木については別のところへ工事のために移したいという話をさせていただきました。

それについて当事者の方からは、納得はできないけれども、学校のためだからということで御返事をいただいたということで、何と何を動かすよという限定したものではなくて、今あるロータリーについては移設をさせていただくというお話をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 余りにもずさんな話ですよ。

なぜかという、ケヤキの110センチというのは直径にすれば約60センチぐらいの大きなものですが、この中で移植をして外に残すような形ならば、ここに戻す形のものだけでもいいのではないかと。その辺のことを含めて言いますと、ケヤキのこのすごい大きなやつでも移植の云々というのは、頭全部を恐らく切っちゃう。そして、この中で全部残さなきゃならんのか、メイン的に例えば1本で済めば済むような話だと。そうすると、あとは処分すればすごく安く。

それから、クスノキですが、申しわけないですが、このクスノキは樹形も悪いし、樹性もほとんど悪い。だから、極端なことを言えば、これは処分対象やと思う、はっきり言えば。それから、シラカシですが、30センチ、これも樹形もそんなにいいものではない。それから桜がそうです。ツツジ類も今の形では大きくなり過ぎですし、今の形で、普通ですと処分対象だと思います。

それから、景石に関してもどのように見ているかわからんですが、メイン的には1個の大きなケヤキですが、あれがある意味で、戻すなら戻すで小さなものをつくれればいいし。それからモニュメントですが、この中で牛牧小学校のプレートですが、これはコンクリート製品やでね。コンクリートでつくったもので、天然石でも何でもなし、だから、二宮尊徳さん像、それから考える人、人権モニュメントですが、これはクラックが入って、コンクリートで色が塗ってあるような。だから、それに関して言えば、それはその思いもあるものだから、それは対処して、もとに戻すことができれば、それにこしたことはない

と思う。

それで、その他の電灯の撤去とか、アスファルトの撤去とか、コンクリートブロックの撤去とか、こんなものは建築のときにやれば済むことで、こんなところでやると予算的に高くついてしまう、はっきり言えば。別途、こんなものは一体でやればできること、極端な言い方をすると。

そのようなことと同時にもう1つは、車が入るからできないとか、足場が云々とかいろいろ言うけれども、最小限の範囲を指定して、本当にできないのかどうか設計事務所ともう少し相談しながら、残す方法、いろんなことを勘案しながら出すべき予算だと思うんですよ。それが1,200万も、このお金の出どころもそうですけれども、もう少し今の話で予算を上げてくるならば、確実にその辺のことで、最小限度のことで上げてくるべきだし、上げて削るなんていう発想自体がおかしい。

だから、その辺のことでどう考えているのか、教育次長として答弁の後に、財政のほうでもそうです。これは、予算を上げて認めてくるということは、今言うように市全体の問題ですよ、教育委員会の問題でなくして。だから言うんですよ、こんな1,200万のような多額な金を使ってやるようなことなのか。

だから、あそこに増築をせざるを得んようになった状況というのに関しては、いろいろそれは今さら過去のことを言ったってしょうがないですけれども、ただそうならば、今いいことをやるんだから、増築等云々するならば、やはり父兄の方、それから寄附してくれた方に御説明をして、最低限の形で残させていただくという努力をしなきゃだめ。努力もしないうちに、はい、そうですか、1,200万。これは皆さんの血税ですよ。その辺のことだって教育長はどう考えているのか、この以後に関して検討する意欲があるのかどうか、一回ちょっと答弁してください。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 前回、文教厚生委員会協議会、それから全協でもお話をさせていただきました。そこで、今のような御指摘をいただきましたので、その後、教育委員会の中でも検討をしております。

その中で、言われましたように、モニュメントや何かはわざわざ南コミの東側へ移すと言っていたんですけれども、そういうものはそのまま学校の南舎の南側の植え込みとかがありますので、あの辺に移してもいいだろうと。

あと、景石や何かも東側のところ、ああいうところに置けるだろうということで、学校のほうにも相談をかけて、どうだろうということをちょっと判断したいということを思っておりますし、樹木につきましても、確かに樹形の悪いものについては移植しても、ひょっとするとよくないかもわかりませんので、その辺ももっと検討して、実際に工事を始めるときには詳細な

設計、それから設計業者にもどこまで実際に工事をやるときにかかってくるのかということもあるので、今度の11日の文教厚生委員会のときには詳しいそういう資料、どういうふうに移設をするのかというのは説明させていただきたいと思いますので、一応教育委員会としてはそういういろいろな御意見があったということで、それを参考に進めたいということは思っております。以上です。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 堀議員さんの御質問ですけど、牛牧小学校のみならず、学校施設の増改築計画というのは新市建設計画に位置づけられておって、特に牛牧小学校の増築というのは懸案事項であったということで、今回も設計段階から合併特例債を充てて考えています。

また、今回の正門の移植工事というのは、予算ヒアリングの段階から10分の1ぐらいがロータリーにかかるというようなこととか、給食のパントリーの位置もそのあたりに来るというようなこともございまして、まず養生も必要であるということも考えたり、いろんな観点から考えて、児童の安全ということを第一に考えて、この予算、当初は1,200万と聞いたときにはちょっとびっくりもしたんですが、ひょっとしたらこのぐらいもかかるんじゃないかというようなことで一応計上してきておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 1,200万ぐらいかかるという簡単な推計で、どこから見積もりをとられたかわからんですけども、モニュメントに関して、小さなもので、これで幾らかかるか考えればわかるでしょう。景石の移動云々にしたって、一番大きいので3トンから5トンぐらいだろうと思うんですけども、これだってレッカー云々して幾らぐらいかかるかわかるわけでしょう。一番お金がかかるといえば、今言うように、恐らく2本の大きい木、幹周りが180センチから210という、直径にしてみれば60センチ以上という、これを動かそうと思うと、直径に対して大体6倍ぐらい掘らなきゃ、それ以上掘らなけりゃ、根をつる場合には、だから6掛けの6で3.6メートルぐらい、すごい穴を掘らなきゃならんのですよ、あそこいっぱいぐらいの。

だから、そういうようなことも考えて、恐らくは云々じゃないけど、どうしたらいいのか。やはりその辺で、申しわけないけど処分するのか、残さなきゃならんのか、恐らく見積書が出ておると思うんですけども、やはり総合的な判断をして、お金の使い道というのをよく考えてから、極端な言い方をすれば、その分のお金を、特例債を使うならほかで使えばいいんですから、学校関係の中に設備の分で足らん分なら足らん分をやるとかですね。

だから、今言うような形で、移植にしてもそうですけれども、南側のやつを使えなけりゃ東側の学校用の場所の、ただしケヤキは嫌がると思う、東側の住宅の方は、落ち葉がすごいですから。

だから、いろいろなことを勘案してやってほしい。ですから、この1,200万の金額をつけるときにも、よくよくその辺のことを精査しながら出してほしい。出てきてからどうしようでなくして、やはりしっかりしたものを出して、そして土台にのせてやっていただきたいことを切に、教育委員会だけじゃなくて、結局全部の部長ですよ。恐らく部長会とか何かで承認されているのかな、していないのかな。だから、その辺のことを、市長、副市長もそうですよ。だから全体の責任なんです、こんなものは。だから、教育次長だけを僕は責めているわけではないですよ。たたきを上げたら、皆さんでよく検討してやっていただきたい。その横のつながりが少な過ぎる、僕から言わせれば。

だから、そういうことでお願いしながら、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

ただいま若園議長に発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず26年度の一般会計の24ページ、河川費1,242万3,000円、この内容でございますが、私はちょっと勘違いしておりまして、せんだつての台風11号、8月10日か11日かと思いますが、そのときに、要は瑞穂市と本巣市の輪中堤が実は漏水をしたんですね。平成20年並びに21年のときに、この堤防はオーバーフローをしました。そのときも若干の補修をやりました。そして、先ほど言いました先般の台風11号、これは瑞穂市の消防団も30名か40名来てくれました。そして、その漏水をとめて、一晩通行どめになっておりました。

この漏水を修理するための1,242万3,000円かなと私が思っておりましたが、どうですか、早瀬部長、その予算でこれを組んだんでしょう。ちょっと会派のいろんな説明で、私、会長でございますので、会長は質問できませんでしたので、ちょっと確認をしたいと思いますが。

そして、早瀬部長も多分そのときに行ったと思います。あの現状を、桜の下から漏水をしておったんですね。漏水というのは、せんだつての防水訓練で土のうを積んで、そしてその漏水を守るためにパイプラインを引いて遠くへ水を流しておったと。まずもって、早瀬部長は後ほどその状況を報告してください。そして、部長は、すぐやるのかやらんのか、ちょっとそこら辺のところを答弁してください。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） それでは先ほどのことですが、その災害の日に、実は私も庁舎のほうに出てまいりまして、先ほど議員がおっしゃいました政田川の近くで漏水があるという現場を、私、見てきました。確かに少し盛り土といたしますか、50センチほどの盛り土のところから水が漏れているのを確認しました。

それで、対応としましては、今早急に対応するという事で、漏れているところの前にくいを打ちまして、漏れないように少し土を固めまして、そういう対策をこれからやっていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、その対策費がこの補正予算の中に入っているかということにつきましては、きちっと確認しておりませんので、ですけど、そういう対策をするという設計書は、この前、回ってきておりますので、対策は行っていくことになります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） あの川は、要は政田川の次に政田用水があるんですよ。あれは政田用水があるために、今のその堤防がもつんですよ。あの上流というのは、本当に遊水地帯なんですよ、一面に。もしあの堤防が決壊した場合、あの水がすぐ田之上のほうに行くんですよ。うちの、私は居倉なんですけど、居倉の玄関で田之上のひさしなんです。居倉は別に堤防が切れたっていいですよ。すぐずうっと南へ走るんですよ、南に。要は、あそこの地点は、あそこが水がたまる場合はすぐトミダヤの近辺を見に行くんですよ。そうすると、大体1時間後に、トミダヤの近辺が道路際まで来るんですよ。そういう地点ですよ。

どうですか、弘岡部長。予算どうやった、組んであるのかなあ。組んでいなかったら、組んでいないと言わなあかん。どう、弘岡部長。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この補正予算ではここの部分は計上しておりませんが、ここの河川費というのは維持に關してのものの予算等がございますので、ただ、今の調整監が申したとおり、土のうの金額等はちょっと今積算のほうをしておると思いますので、その中で今の時期というのはちょっとまだなぶれませんで、もうちょっと秋以降になると思いますが、そのときに対応のほうはしていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 早瀬部長、この前、見に行ったでしょう。見に行つて、そしてすぐ私も総務課へ来て、どうやと。あれはひどいなあと部長も言ったでしょう。そして、あのときに消防団も、先ほど言いましたように、ほとんど第6分団、本部からも相当見に行きました。それで、一晩通行どめにしたでしょう。

要は、ああいうことが二度とないように、ぜひ12月補正、もしくは、まだ今、穴があいております。あれを早急にくいを打つて、今、調整監が言われました、あのくいはいかんのですよ。早急にやらないと、大きな雨が降った場合に大変なことになりますので、ぜひひとつやっていただきたい。

早瀬部長、今の消防の現状、一生懸命やったことをちょっと報告してくださいよ。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいま小川議員さんが言われましたように、20人かどうかちょっとわからんですけれども、本巣市内で60ミリが降りますと、今のところでは越流しておりまして、先般も穴があいておると、あちこちであいておるという状況ですので、都市整備部のほうもすぐに現場へ来てもらって状況を確認しておりますので、今後とも、やはり小さな穴がまた大きな事件につながりますので、ぜひとも改修を進めていくように、うちのほうもまた調整していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の現場ですね、私も実は見に行きました。

それで、まさに小川議員がおっしゃられますように、パイプを月の輪工法的なあれで養生して水路のほうへ水を流しておったんですが、ずっと現場も確認しまして、調整監も見えまして、桜の木が3本植わっておるんですね、相当太い木で。その権利関係もわかりませんし、それからあと、南のお宅のほうは一部コンクリートで養生がしてあって東西の道には流れないようにになっているもので、ああいう形が何かでできるといいなあという話をして、その桜がどうも私物らしいんですね、その権利関係もあります。そこら辺も調べて工事ができるように考えてくださいということをお願いをしています。

ですから、ある程度権利関係とか、いわゆる工法等がわかりましたら、12月議会には補正で計上をして治したいと思います。

聞いていますと、前にもたびたび漏水をしている現状があるということで、私も見に行ってきましたので、ちょうど消防団がやっている最中にいまして、通行どめをしていた経緯もありまして、そこら辺についてはやはりほかっておけないということで、小川議員もおっしゃられましたように、政田川が流れてきて、それが越流して、さらにあの堤防を越えてずうっと漏水しているということがわかっていますので、対応したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今の桜の木も、私はよう知っておるんですよ。実は自治会の会計をやっておったときに、あの桜の木をなぜ入れたかという、あの堤防の高さは森と居倉の打ち合わせがあって、高さ基準が低いんですよ。桜の木を入れれば、木が堤防を大きくするんやないかというふうで、そしてあの桜を管理するには、あの地域の人が、ほとんど堤防に除草剤はかけたらあかんですが、除草剤をかけたために、要は若干堤防が今の状況になっておるんですよ。

今後、ぜひそういうことのないように、あれは本巢と瑞穂市の輪中堤でございますので、本巢市とよく打ち合わせをやって、ぜひ修理をしていただきたい。先般の修理、そしてせんだっの漏水の確保も、あれは本巢市には連絡をしておりません。あれをなぶるには、必ず本巢と連絡をしないとなぶれない輪中堤でございますので、今まではこそそとやっておりましたが、今度は補正を組んで堂々と、隣接市と打ち合わせをしてやっていただきたいと思います。多分、調整監が、県の補助金は60%は組むというようなことをぜひやってほしいと思います。終わり。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第60号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第18、議案第60号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第61号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第19、議案第61号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第62号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第20、議案第62号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第63号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第21、議案第63号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第64号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第22、議案第64号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号から議案第64号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時55分

